

議案第69号

おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第37号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年11月30日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

青森県人事委員会勧告に準じて行う一般職の期末手当支給割合の改正に伴い、町議会議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものである。

おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

第1条 おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
(平成18年おいらせ町条例第37号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の160」を「100分の155」に改
める。

第2条 おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和
4年4月1日から施行する。